

株式会社かめびしに対する措置の内容

貴社が行った不適正な格付及び格付の表示は、旧 J A S 法第 1 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反するものであることから、旧 J A S 法第 1 9 条の 2 の規定に基づき、下記の改善を命じるとともに、格付の表示の除去又は抹消を命令する。

記

- 1 貴社が製造したしょうゆについて、J A S 法及び日本農林規格に基づく格付及び格付の表示を適正に行うこと。
- 2 貴社が、不適正な格付及び格付の表示を行った主たる原因として、貴社の格付業務に対する認識が欠如していたこと及びチェック体制の不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2 の結果を踏まえ、不適正な格付及び格付の表示の再発防止対策を行うこと。
- 4 1 から 3 までに基づき講じた措置について、平成 2 0 年 5 月 1 2 日までに農林水産大臣あて提出すること。